

補助事業名称		サテライトオフィス誘致補助金			IT・新分野支援事業補助金		
事業主体		県、市(交付窓口は市)			市		
補助要件	SO立地場所	福井県内(敦賀市内)			敦賀市内		
	事業者	県外企業のみ (県内新規立地 or 新規立地の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設または増設)			県内新規立地を問わない (市外、市内企業も利用可)		
	対象業種	不問(ただし、販売店舗等を除く)			情報サービス業、新分野事業		
	新規雇用	① 3名以上、② U・Iターン者1名以上			3名以上		
	SO立地後の事業継続期間	5年以上			5年以上		
対象経費 対象：○ 対象外：-	<項目>		補助率	限度額		補助率	限度額
	土地建物取得・改修費	○	2分の1 (うち市町 2分の1負担)	① 1,500万円 (3年間) ② 750万円 (3年間)	○	3分の2	500万円
	事務機器等取得費	○			○		
	土地建物賃借料	○			-		
	事務機器等リース料	○			-		
	通信回線料	○	全額		-		
	新規雇用(U・Iターン)	○	30万円/人	270万円	-		
	子育て世帯(U・Iターン者)雇用	○	50万円/人	450万円	-		
住居賃借料(U・Iターン者)	○	2分の1	180万円	-			
返還規定	財産処分(補助金を充当したものに限り)	国の定める資産ごとの処分制限期間を超えていないものを処分する場合は、返還(一部返還)			規定なし		
	事業継続期間	5年未満に廃止、休止したとき ⇒ 100%返還			1年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額100%を返還 1年以上2年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額80%を返還 2年以上3年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額60%を返還 3年以上4年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額40%を返還 4年以上5年未満に廃止、休止したとき ⇒ 補助金額20%を返還		
	他要件(雇用要件)	充足することで返還不要			充足することで返還不要		